

ID: 5409

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	特定防災街区整備地区内の建築物の高さ・間口率の制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 67 条の 3 第 9 項第 2 号		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 6 7 条の 3 （特定防災街区整備地区）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日